福崎町第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画

平成30年度~平成32年度

平成30年3月

兵庫県福崎町

はじめに

わが国においては「障害者権利条約」の批准、その ために「障害者総合支援法」等を整備し、障がいのあ る方もない方も、共に安心していきいきと暮らせる社 会づくり、地域づくりへの取り組みが積極的に進めら れております。

福崎町では、平成23年度に、障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等、本町の障がい者福祉施策の基本となる「第2次福崎町障がい者



プラン」を、また平成26年度に、障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービス等の必要なサービス見込量とその確保策等を定めた「福崎町第4期障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進してまいりました。

この度、「福崎町第4期障がい福祉計画」が平成29年度をもって終了することから、国や兵庫県の動向を見据えながら、障がいのある方のニーズや、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、「福崎町第5期障がい福祉計画」を策定いたしました。

今後とも、障がいのある方が地域で自立した生活をするために必要な支援が 提供できるよう、そして、障がいのあるなしにかかわらず、自らの生活を主体 的に選択し、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して暮らせるよう取 り組みを推進してまいりますので、町民の皆様のさらなるご理解とご協力を賜 りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議賜りました福崎町障がい福祉計画策定委員会委員の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、ご協力いただきました関係団体の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

福崎町長 橋本 省三

第1章 計画の概要	3
1 計画の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
(1)本計画の位置づけ	4
(2)他の計画との関係	4
3 計画の期間	5
4 計画における障がい者の定義	5
5 計画の策定体制	6
6 計画の基本指針	6
第2章 本町の障がい者の状況	9
1 人口の状況	
2 障がい者の状況	10
(1)身体障がい者手帳所持者の状況	10
(2) 療育手帳所持者の状況	11
(3)精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況	12
(4) 自立支援医療費申請者の推移	13
(5)特定疾患医療受給者の推移	13
(6) 障がいのある児童・生徒の状況	14
第3章 障がい福祉計画	17
1 成果目標	17
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	17
(2)精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	18
(3)地域生活支援拠点等の整備	19
(4)福祉施設から一般就労への移行等	20
第4章 障がい福祉サービスの見込み	25
1 訪問系サービス	25
(1)居宅介護	26
(2)重度訪問介護	26
(3)同行援護	27
(4)行動援護	27
(5) 重度障がい者等包括支援	28
2 日中活動系サービス	29
(1)生活介護	29

(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)	29
(3)就労移行支援	31
(4)就労継続支援(A型•B型)	31
(5)就労定着支援【新規】	33
(6)療養介護	34
(7)短期入所	34
3 居住系サービス	36
(1)自立生活援助【新規】	36
(2)共同生活援助(グループホーム)	37
(3)施設入所支援	37
4 相談支援サービス	39
(1)計画相談支援	39
(2)地域移行支援	39
(3)地域定着支援	40
每日来,陈松 以日初地引走	40
第5章 障がい児福祉計画	
1 成果目標	43
(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童支援センターの設置	40
及び保育所等訪問支援の充実	43
(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等	4.4
デイサービス事業所の確保	
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	44
第6章 児童福祉法に基づく障がい児支援	47
(1)児童発達支援	47
(2)医療型児童発達支援	48
(3)放課後等デイサービス	
(4)保育所等訪問支援	49
(5)居宅訪問型児童発達支援【新規】	50
(6)障がい児相談支援	51
(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの	
配置人数【新規】	52
かっさ、ルピルブナダキ米 6 ロ 2 2 .	
第7章 地域生活支援事業の見込み	
1 必須事業	
(1)理解促進研修·啓発事業	
(2)自発的活動支援事業(年間)	55

(3)相談支援事業	56
(4)成年後見制度利用支援事業·成年後見制度法人後見支援事業	57
(5)意思疎通支援事業	58
(6)日常生活用具給付等事業	59
(7)手話奉仕員養成研修事業	60
(8)移動支援事業	60
(9)地域活動支援センター機能強化事業	61
2 任意事業	62
(1)日中一時支援事業	62
(2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	63
(3) 訪問入浴サービス事業	64
第8章 計画の推進	
	67
第8章 計画の推進	67 67
第8章 計画の推進 1 計画の進行管理及び評価	67 67
第8章 計画の推進	67 67 68
第8章 計画の推進 1 計画の進行管理及び評価 2 計画の進行における連携 (1)神崎郡自立支援協議会との連携	67 67 68 68
第8章 計画の推進 1 計画の進行管理及び評価 2 計画の進行における連携 (1)神崎郡自立支援協議会との連携 (2)関係団体・民間企業等との連携	67 68 68 68
第8章 計画の推進	6768686868
第8章 計画の推進 1 計画の進行管理及び評価 2 計画の進行における連携 (1)神崎郡自立支援協議会との連携。 (2)関係団体・民間企業等との連携。 (3)県・近隣市町等との広域連携。	676868686871

※一般的には「障害」という言葉が使われていますが、「害」が持つマイナスイメージに配慮し、「障がい」と記す場合が多くなっています。そのため、法律名以外は「障がい」という表記を使用し、読みやすく親しみやすいようにすることにしました。





1 計画の趣旨

障がい福祉計画は、障がい者(児)が地域社会での共生の実現に向け、日常生活及び社会生活の総合的な支援を一層推進することを目的として制定された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)に基づき、地域における障がい福祉サービスの提供体制の確保等を円滑に実施するために策定するものです。

本町では、平成27年(2015年)3月に「福崎町第4期障がい福祉計画」を策定し、 地域での暮らしを支援することを中心に、サービス基盤の整備等について、施策の推進を 図ってきました。

この間、国においては障がいのある方に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が成立しました。平成28年(2016年)4月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)の改正が行われました。同年5月には障害者総合支援法と児童福祉法の改正案が成立し、平成30年(2018年)4月に施行されることとなりました。

市町村は、改正後の障害者総合支援法の規定により、新たなサービスにも対応した第5 期障がい福祉計画を策定することとなり、また、児童福祉法の改正に伴い、障がい児福祉 計画の策定が新たに義務付けられました。

本町において、全ての方々の人権が尊重され、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画を一体的に策定し、障がい福祉サービス等の具体的な数値目標(成果目標及び見込量)を策定します。



2 計画の位置づけ

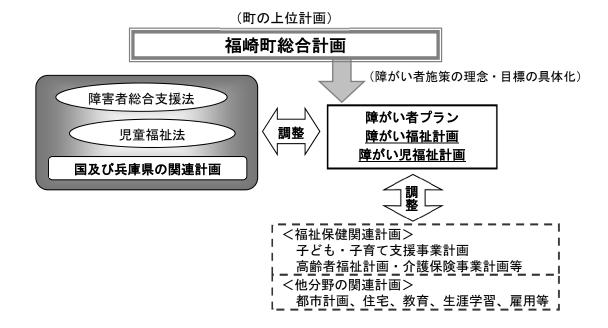
(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障がい児福祉計画」として策定するものです。

(2)他の計画との関係

本計画は、国及び兵庫県の計画との整合性を図りながら、「福崎町総合計画」及びその障がい者福祉分野計画である「福崎町障がい者プラン」との整合を考慮し、策定するものです。

■ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画と他の計画との関連性





本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。 国の法制度の改正等が生じた場合は、その改正内容に合わせて、必要に応じ見直しを行うものとします。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい 福祉計画	第	54期計画		第	55期計画	
障がい児 福祉計画				第	51期計画	

4 計画における障がい者の定義

本計画におけるこの計画の対象者は、「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の3障がい及び難病等に該当する方々です。

■障がい者

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障がい者」
- ・知的障害者福祉法にいう「知的障がい者」のうち18歳以上の方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障がい者」の うち18歳以上の方(発達障がい者を含みます)

■障がい児

- 児童福祉法第4条第2項に規定する「障がい児」
- ・身体に障がいのある児童、知的に障がいのある児童、精神に障がいのある児童 (発達障がい児を含みます)



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい福祉サービス事業所や関係団体・機関などの代表者、 学識経験者などで構成される「福崎町第5期障がい福祉計画策定委員会」で協議し、意見 を求めました。

■ 計画の策定体制 町(計画決定・実施機関) 健康福祉課 (事務局) 町民 障がい福祉計画 関係団体 意見 策定委員会 資料 運営事務 調整•連携 事業者 等 反映 提供 (審議等機関) 庁内関連部署

6 計画の基本指針

本計画は、障害者総合支援法、児童福祉法及び国の基本指針において示された基本理念を踏まえつつ、以下の点に配慮して作成しています。

- (1) 障がい者(児)の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- (3) 入所施設等から地域生活への移行の推進、地域生活の継続の支援、 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援



本町の障がい者の状況

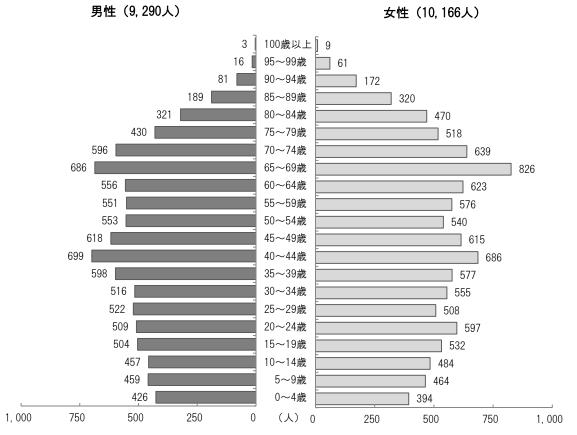


1 人口の状況

平成29年9月1日時点の本町の総人口をみると、男性は9,290人、女性は10,166人で、合わせて19,456人となっています。

年齢階層別では、男性は団塊ジュニア世代である「40~44歳」、女性は団塊の世代である「65~69歳」が最も多くなっています。

■ 人口ピラミッド



資料:住民基本台帳(平成29年9月1日時点)

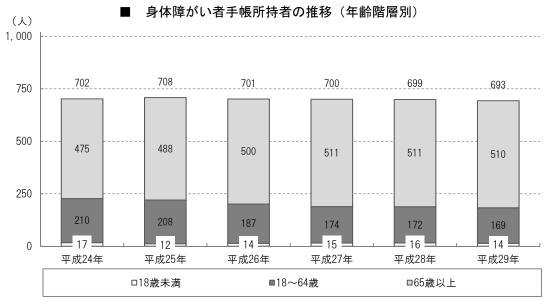


2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者手帳所持者の状況

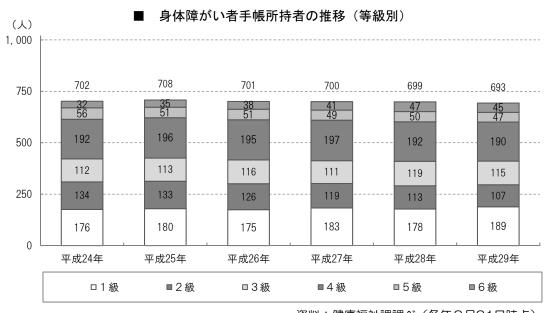
本町の身体障がい者手帳所持者の推移をみると、緩やかに減少傾向にあり、平成29 年度は693 人となっています。

年齢階層別では、「65 歳以上」が多く、平成 29 年度は 510 人で全体の 73.6% を占めています。



資料:健康福祉課調べ(各年3月31日時点)

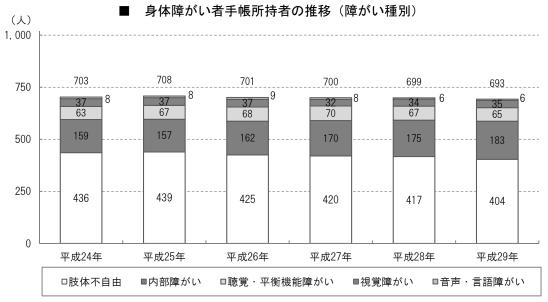
身体障がい者手帳所持者を等級別にみると、「4級」が最も多く、1級と2級を合わせた重度の障がいのある方は、平成29年度では296人となっています。



資料:健康福祉課調べ(各年3月31日時点)



身体障がい者手帳所持者を障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、平成29年度では404人で全体の58.3%を占めています。

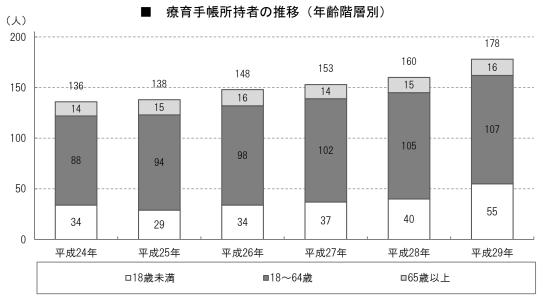


資料:健康福祉課調べ(各年3月31日時点)

(2)療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の推移をみると、年々増加しており、平成 29 年度は 178 人となっています。

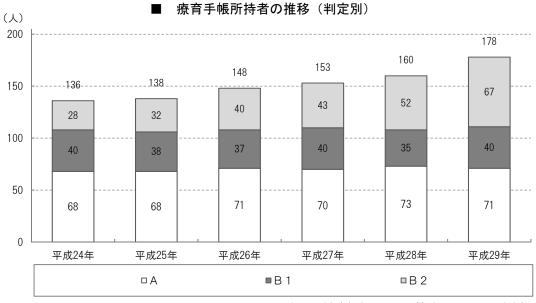
年齢階層別では、「18~64 歳」が多く、平成 29 年度は 107 人で全体の 60.1% を占めています。



資料:健康福祉課調べ(各年3月31日時点)



療育手帳所持者を判定別にみると、「A」判定が最も多く、平成 29 年度は 71 人となっています。また、「B2」判定が年々増加し、平成 29 年度は 67 人で平成 24 年度と比べて約 2.4 倍となっています。

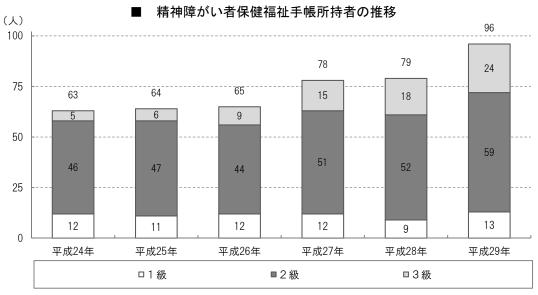


資料:健康福祉課調べ(各年3月31日時点)

(3)精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移をみると、年々増加しており、平成29年度は96人となっています。

等級別では、「2級」が多く、平成 29 年度は 59 人で全体の 61.5%を占めています。



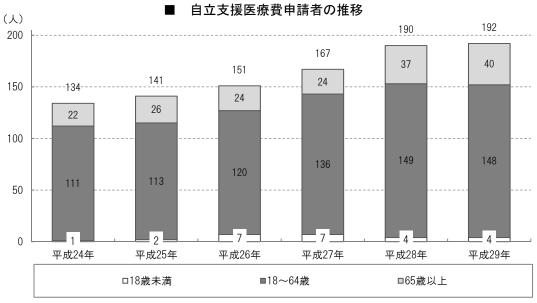
資料:健康福祉課調べ(各年3月31日時点)



(4) 自立支援医療費申請者の推移

自立支援医療費申請者の推移をみると、年々増加しており、平成 29 年度は 192 人となっています。

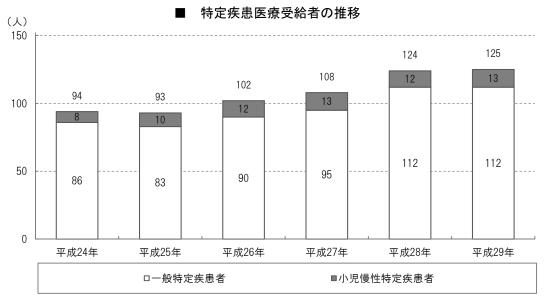
年齢別では、「18~64 歳」が多く、平成 29 年度は 148 人で全体の 77.1%を 占めています。



資料:健康福祉課調べ(各年3月31日時点)

(5) 特定疾患医療受給者の推移

特定疾患医療受給者の推移をみると、一般特定疾患者、小児慢性特定疾患者ともに 増加傾向にあり、平成 29 年度は合わせて 125 人となっています。



資料:中播磨健康福祉事務所(福崎保健所)調べ(各年3月31日時点)



(6) 障がいのある児童・生徒の状況

平成27年度から、保育所と幼稚園が統合し認定こども園となっています。

平成29年4月1日現在、認定こども園の在籍数は、632名です。

特別支援学級における在籍状況は、小学校の児童数は 45 人、中学校の生徒数は 13 人となっています。

特別支援学校には、18人が通っています。

■ 認定こども園の障がい児在籍状況

		平成27年	平成28年	平成29年
	在籍児数	615	635	632
認定 こども園	障がい児*数	30 (26)	30 (23)	24 (18)
0 ==	加配保育士数	13	13	16

資料:学校教育課調べ(各年4月1日時点)

■ 特別支援学級の状況

		平成27年	平成28年	平成29年
	学校数	4	4	4
.1. 224 1.1	設置校数	4	4	4
小学校	学級数	12	12	14
	児童数	29	30	45
	学校数	2	2	2
다麻+☆	設置校数	2	2	2
中学校	学級数	5	5	5
	生徒数	12	11	13

資料:学校教育課調べ(各年4月1日時点)

■ 特別支援学校の状況

	保育 相談部	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
県立姫路特別支援学校	ı	ı	1	2	9	12
県立播磨特別支援学校	-	-	0	0	2	2
県立和田山特別支援学校	-	-	0	0	0	0
姫路市立書写養護学校	-	-	0	1	0	1
姫路聴覚特別支援学校	0	0	1	0	1	2
県立高校等特別支援学校	ı	ı	ı	ı	1	1

資料:学校教育課・健康福祉課調べ(平成29年4月1日時点)

[※]障がい児とは、手帳所持または特別児童扶養手当受給者。カッコ内は手帳を保持していない、 もしくは特別児童扶養手当を受給していない児童数。



障がい福祉計画

(14.3%)



1 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<第4期計画の達成状況>

平成29年度末時点の入所施設利用者数は20人の見込みで、平成25年度末時点の施設入所者数28人より8人減となり、削減率は28.6%となる見込みです。基本指針の4%以上を上回っています。

地域移行者数は4人の見込みで、目標値を達成しています。

平成25 (2013) 年度末時点の入所施設利用者数	28人
平成29 (2017) 年度末時点の入所施設利用者数〔目標〕	26人
平成29 (2017) 年度末時点の入所施設利用者数〔実績見込〕	20人
入所施設利用者の減少〔実績見込〕	8人 (28.6%)
地域移行者数〔目標〕	1人

■ 施設入所者の地域生活への移行

※国・県の設定目標

地域移行者数〔実績見込〕

- ・平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行する。
- ・施設入所者の削減については、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減 することを目標とする。

<第5期計画の目標値>

目標値設定に関する国の基本指針

- ◆平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行
- ◆平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所数から2%以上 削減

本町の平成28年度末入所施設利用者数は25人です。

平成30年度から32年度までの数値目標については、国の基本指針に基づき平成28年度末の入所施設利用者数25人から3人が地域生活へ移行することを目標とします。



また、入所施設利用者の減少見込みは、平成32年度末時点で、平成28年度末の入所施設利用者数からの2%以上の1人の削減を目標とします。

■ 施設入所者の地域生活への移行【目標値】

平成28 (2016) 年度末時点の入所施設利用者数	25人
平成32 (2020) 年度末時点の入所施設利用者数	24人
〔目標〕 入所施設利用者の減少見込数	1人
〔目標〕 地域移行者数	3人

目標に向けた取り組み

本町では、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、地域生活への移行を進めます。

また、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るほか、各サービス提供事業所と連携して地域生活の基盤整備に努めます。

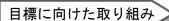
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<第5期計画の目標値>

目標値設定に関する国の基本指針

- ◆保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ◆平成32年度末時点の1年以上長期入院患者数の設定(65歳以上、65歳未満)
- ◆平成32年度における入院後3か月時点の退院率69%以上
- ◆平成32年度における入院後6か月時点の退院率84%以上
- ◆平成32年度における入院後1年時点の退院率90%以上

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる方が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。精神に障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次機能障がいを含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、平成32年度末までに、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。



既存の協議会等も視野に入れ、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)

- ○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が 包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- ○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、 精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の 医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



資料:厚生労働省

※地域包括ケアシステムとは、「介護」「医療」「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅生活を支援するものです。よって、高齢者に限定されるものではなく、障がいのある方や子どもを含む、地域の全ての住民のための仕組みであり、全ての住民の関わりにより実現するべきものですが、現在は超高齢社会に求められるものとして、高齢者への支援である介護保険制度での枠組みが強くなっています。 障がいの中でも、欧米に比べ日本は精神障がいに対する偏見が強く、社会的入院を強いられています。また、精神に障がいのある方は医療ニーズが高く、高齢者の生活面での支援と共通していることから現在の地域包括ケアシステムの枠組みを活かし、精神に障がいのある方の社会的入院を解消し地域全体で支える体制の構築が求められています。

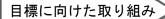
(3) 地域生活支援拠点等の整備

<第5期計画の目標値>

目標値設定に関する国の基本指針

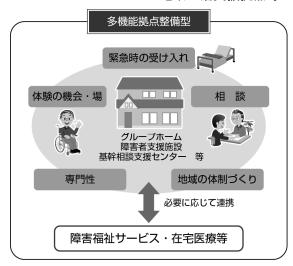
◆平成32年度までに、少なくとも1つを整備

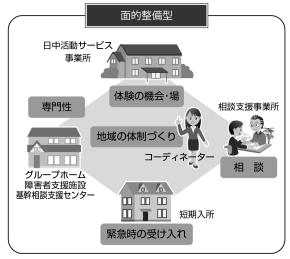
障がいのある方の高齢化や「親亡き後」を見据え地域での暮らしを支援するため、 相談や一人暮らし・グループホームへの入居等の体験、緊急時の対応等、様々な支援 が切れ目なく提供できる体制が求められています。こうした体制を現実にするため、 平成32年度末までに関係施設と調整の上、整備を行うことを目標とします。



神崎郡自立支援協議会及び関係機関と連携しながら地域の状況を把握した上で、整備の在り方を検討していきます。

■ 地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)





資料:厚生労働省

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

<第4期計画の達成状況>

①一般就労移行者数

	平成24年度	目標 (A) 平成29年度	実績見込(B) 平成29年度	達成度 (B/A)
一般就労移行者数	3人	6人	1人	16. 0%

②就労移行支援事業利用者数の増加

	平成25年度	目標 (A) 平成29年度	実績見込(B) 平成29年度	達成度 (B/A)
就労移行支援事業者 利用者数	3人	5人	3人	60. 0%

③本町における障がい者の率先雇用

	目標 (A)	実績見込(B)	達成度
	平成29年度	平成29年度	(B/A)
雇用者数 (正規+非正規+職場実習)	5人	5人	100. 0%

④本町から福祉施設等への優先発注

		目標 (A) 平成29年度	実績見込(B) 平成29年度	達成度 (B/A)
福祉施設等との随意契約	件数	4件	3件	75. 0%
等による市町事業委託等	金額	550千円	469千円	85. 3%



⑤就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

	目標値 平成29年度末	実績値 平成28年度末	達成度
就労移行支援 事業所数	0事業所	0事業所	
(うち) 就労移行率 3割以上の事業所数	0事業所	0事業所	

※国・県の設定目標

- ・就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数 の見込みを設定する。
- ①福祉施設から一般就労への移行に係る目標値:平成24年度実績の2倍以上
- ②就労移行支援事業の利用者数に係る目標値:平成25年度末時点から6割以上増加
- ③事業所ごとの就労移行率に係る目標値: 就労移行支援事業のうち、就労移行率が 3割以上の事業所を全体の5割以上

前計画の検証

住んでいる地域での雇用開拓を目的として、ハローワークと連携し障がいのある方の合同就職面接会を開催しましたが、企業や障がいのある方の参加が少数であり、採用にまで至りませんでした。費用対効果により、次年度からの開催は見送られ、近隣で開催される合同就職面接会の参加を呼びかけました。

さらに、障がいのある方の実習先としての受入や雇用について商工会やトライやる ウィーク協力事業所へも協力依頼を行いました。

また、本町障がい者優先調達の推進方針により、官公需に係る福祉施設の優先発注のため、各課に協力を求め町内の就労継続支援事業所へ物品や役務等の業務の提供を行いました。計画や実績はホームページで公表しています。

<第5期計画の目標値>

目標値設定に関する国の基本指針

- ◆平成32年度中に一般就労移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上
- ◆平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上増加
- ◆平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の 事業所を全体の5割以上
- ◆各年度の就労定着支援事業による支援開始時点から1年後の職場定着率を 8割以上

本町の福祉施設利用者の中で、平成28年度に一般就労に移行した方は0人です。 平成32年度(年間)も福祉施設からの一般就労へ移行する方についての数値目標は、



1人とします。

また、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数6人から8人に増やすことを目指します。

平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業 所及び支援開始から1年後の職場定着率が80%以上となる数値については、本町に は該当事業所はありません。

①一般就労移行者数

平成28 (2016) 年度における年間一般就労移行者数	0人
<目標>平成32 (2020) 年度における年間一般就労移行者数	3人

②就労移行支援利用者数

平成28 (2016) 年度末における一般就労支援利用者数	6人
<目標>平成32 (2020) 年度末における一般就労支援利用者数	8人

③就労移行率が3割以上でのある就労移行支援事業所

平成28(2016)年度末の就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合	0.0%
<目標>平成32 (2020) 年度末の就労移行率が3割以上である就労移 行支援事業所の割合	0.0%

④各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

平成29 (2017) 年度の支援開始 1 年後の職場定着率	_
<目標>平成31 (2019) 年度の支援開始1年後の職場定着率	80. 0%
<目標>平成32(2020)年度の支援開始1年後の職場定着率	80. 0%

目標に向けた取り組み

前計画での取り組みを引き続き行います。一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所等とともに、一般就労への不安解消に努めます。また、ハローワーク、兵庫県及び関係機関と連携を図りながら企業等へ働きかけ、一般就労や雇用支援策の理解促進に努めます。



障がい福祉サービスの見込み



障がいのある方が、いつまでも地域で安心して生活できるようにするため、前計画期間中の利用実績などを踏まえ、需要の伸びを予測しながら障がい福祉サービス及び障がいのある子どもに向けた福祉サービスの確保を図ります。

なお、本計画で見込むそれぞれの障がい福祉サービス等の見込量は、今後整備・確保していくべき量を設定したものであり、実際の利用に制限をかけるものではありません。実際の利用に関しては、設定した見込量を超えた場合でも、必要なサービスを適正に提供します。

1 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、または重度の知的障がい・精神障がいがあり常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときの危険を回 避するために必要な支援及び外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいのある方に対し、外出時の支援を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出において必要な視覚的情報の支援 (代筆・代読を含む) ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・排せつ、食事などの介護その他外出する際に必要となる援助
重度障がい者等包括 支援	介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護等複数のサービスを 包括的に行います。



(1) 居宅介護

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
=1 /+-	実利用者数(人/月)	13	15	16	18	19	20
計画値	利用時間(時間/月)	70	84	93	153	162	170
実績値	実利用者数(人/月)	17	21	17			
	利用時間(時間/月)	77	129	145			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

居宅介護の利用は、計画相談支援のモニタリング(サービス等の利用状況の検証)を通じて新規利用の検討や利用量の見直しをする場合もあり、利用人数、利用量ともに増加しています。

今後の見込み・確保策

第4期の実績や地域移行を推進する施策などから、利用人数及び利用量については、 これまでと同様に増加するものとして、見込量を設定しています。

〇ホームヘルパーに対する講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

(2) 重度訪問介護

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
-1 -x /±	実利用者数(人/月)	0	0	0	2	2	3
計画値	利用時間(時間/月)	0	0	0	55	55	80
実績値	実利用者数(人/月)	0	2	2			
	利用時間(時間/月)	0	3	53			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

重度訪問介護の利用は、施設入所ではなく在宅生活を希望された方の利用があり、 見込量を上回る実績となる見込みです。

今後の見込み・確保策

第4期計画の実績から、在宅生活を希望する方が利用するケースが見込まれるものとして、見込量を設定しています。

〇サービス提供事業所に対して広く情報提供を行うなど多様な事業者の参入を促進して いきます。



		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
=1 /+	実利用者数(人/月)	2	2	2	2	2	2
計画値	利用時間(時間/月)	16	16	16	61	61	61
実績値	実利用者数(人/月)	2	2	2			
	利用時間(時間/月)	59	62	61			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

同行援護の利用人数、利用量ともに増加傾向ですが、実績については、大幅に見込量を上回る見込みです。

今後の見込み・確保策

第4期計画の実績等から、今後も現在の利用者が利用継続するものとして見込量を設定しています。

○事業所の情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。

(4) 行動援護

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1
	利用時間(時間/月)	0	0	0	1	1	1
実績値	実利用者数(人/月)	1	0	1			
	利用時間(時間/月)	1	0	1			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

行動援護を提供する事業者が、本町並びに近隣市町にも少ないことから、利用を見込んでいませんでしたが、1名の利用がありました。

今後の見込み・確保策

第4期計画において、利用実績が少なかったことを踏まえ、サービスの見込量は大きく見込んでいません。

○新規参入を呼びかけサービス提供体制を整えます。



(5) 重度障がい者等包括支援

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0	0
実績値	実利用者数(人/月)	0	0	0			
天ң他	利用時間(時間/月)	0	0	0			

※平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

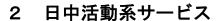
前計画の検証

利用実績はありませんでした。

今後の見込み・確保策

これまでの利用実績がないことや、町内にサービス提供事業所がないことなどを踏まえ、第4期計画においてもサービスの利用を見込んでおらず、本計画においても同様に利用を見込んでいません。

○利用者への情報提供などに努めます。



(1) 生活介護

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設にて昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	43	44	44	38	39	39
	利用日数(人日/月)	820	839	839	749	768	768
実績値	実利用者数(人/月)	43	41	36			
	利用日数(人日/月)	795	760	701			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

生活介護の利用人数及び利用量は、緩やかに減少しており計画値を下回る見込みです。これは、施設入所支援と合わせて利用されている方の介護サービス施設への移行によるものが主になります。町内に新規開設に向け調整していた事業者がありましたが、立地要件や対象としていた方の転出などにより見送られました。

今後の見込み・確保策

第4期計画の実績を踏まえ、今後は支援学校卒業生の利用が増加するものとして、 見込量を設定しています。

- ○土地利用計画の見直しにより新規事業所の誘致を促進します。
- ○介護サービス事業者への共生サービスを促進します。
- ○利用促進のため、通所に必要な交通費の一部を助成します。

(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

サービス名	サービスの概要
自立訓練(機能訓練)	身体に障がいのある方に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的に障がいのある方または精神に障がいのある方に対し、地域 生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の向上を 図り、サービス提供機関との連絡調整等の支援を行います。



①自立訓練 (機能訓練)

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
=1 == /+	実利用者数(人/月)	1	1	1	0	0	0
計画値	利用日数(人日/月)	12	12	12	0	0	0
実績値	実利用者数 (人/月)	0	1	1			
	利用日数(人日/月)	0	16	20			

※平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

自立訓練の標準の利用期間は2年間となっています。医療機関から退院後のサービスとして利用される傾向がありました。第4期計画策定時にサービス利用されていた方が2年を終了し、見込量どおりとなります。

今後の見込み・確保策

第4期計画の実績等を踏まえ、利用者の利用期間が終了したことにより新規利用は見込んでいません。

- ○利用者への情報提供などに努めます。
- ○利用促進のため、通所に必要な交通費の一部を助成します。

②自立訓練(生活訓練)

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1
	利用日数(人日/月)	11	11	11	20	20	20
実績値	実利用者数(人/月)	1	0	1			
天視胆	利用日数(人日/月)	20	0	20			

※平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

自立訓練の標準の利用期間は2年間となっています。医療機関から退院後のサービスとして利用される傾向がありました。第4期計画策定時にサービス利用されていた方が2年を終了し、見込量どおりとなります。

今後の見込み・確保策

第4期計画の実績等を踏まえ、利用者の利用期間が終了しましたが、1名の新規利用を見込んでいます。

○障がいのある方やその家族に向けた、情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に 努めます。



サービス名	サービスの概要
就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間、生産活動やその他の活動の提供、知識や能力の向上を図るための訓練を行います。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
社市店	実利用者数(人/月)	3	4	5	5	7	8
計画値	利用日数(人日/月)	43	44	45	87	154	176
実績値	実利用者数(人/月)	6	10	6			
大 根胆	利用日数(人日/月)	112	83	104			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

就労移行支援の標準の利用期間は2年間となっています。

町内には、就労移行支援事業所はありませんが、近隣にある事業所を利用されています。平成28年度は、主に精神疾患のある方の新規利用者が増加し、計画値を上回る実績となる見込みです。

現在4名の方が、一般就労に向け履歴書の書き方や面接の仕方、パソコン操作などのデスクワーク、軽作業に取り組んでいます。また、企業への職場体験や雇用に結び付くための実習を行っています。

今後の見込み・確保策

第4期計画の実績や法定雇用率の引き上げなども伴い、精神疾患のある方や高校卒業後の進路先として、見込量を設定しています。

- ○利用者への情報提供などに努めます。
- ○利用促進のため、通所に必要な交通費の一部を助成します。

(4) 就労継続支援(A型·B型)

サービス名	サービスの概要
就労継続支援(A型)	事業者と雇用契約を結び、就労機会の提供及び知識・能力の向 上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(B型)	雇用関係を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供及 び就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行います。



①就労継続支援(A型)

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	5	6	7	14	15	16
計画値	利用日数(人日/月)	28	30	32	267	287	306
実績値	実利用者数(人/月)	10	12	13			
天棋胆	利用日数(人日/月)	187	209	211			

※平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

平成27年度に町内に事業所が開設されたことなどにより、実績は見込量を上回る見込みです。

新規事業者の参入を調整していましたが、設置要件が合わず誘致できませんでしたが、町内の方の利用範囲として近隣に開設されました。また、農業従事者の方から連携についてご相談を受けました。

今後の見込み・確保策

第4期計画の実績から今後も緩やかに利用人数が増加するものとして、見込量を設定しています。

- ○多職種のニーズを把握し、情報提供に努めます。
- 〇本町障がい者優先調達の推進方針により、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大に 努めます。
- ○利用促進のため、通所に必要な交通費の一部を助成します。

②就労継続支援(B型)

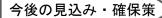
		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画店	実利用者数(人/月)	35	36	37	40	41	42
計画値	利用日数(人日/月)	530	540	540	716	734	752
実績値	実利用者数(人/月)	40	40	38			
天祖胆	利用日数(人日/月)	720	643	680			

※平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

概ね見込量どおりの実績となる見込みです。

また、本町障がい者優先調達の推進方針により、官公需に係る福祉施設の受注を行い、継続的な就労訓練の確保に努めました。



今後も特別支援学校卒業者等も踏まえ、利用者が微増するものとして、見込量を設定しています。

- ○多職種のニーズを把握し、情報提供に努めます。
- ○ジョブコーチの派遣を行い、就労相談や簡単な職業評価の機会を設けます。
- ○利用促進のため、通所に必要な交通費の一部を助成します。

(5) 就労定着支援【新規】

サービス名	サービスの概要				
就労定着支援	就労移行支援等により一般就労した方の自宅や企業を訪問し、 生活や就労の相談や連絡調整を行い、継続して就労できるよう に支援を行います。				

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	-	-	1	0	1	1
実績値	実利用者数(人/月)	-	ı	1			

前計画の検証

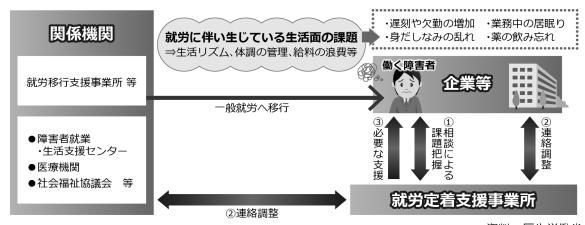
平成30年4月からの事業です。

今後の見込み・確保策

平成 28 年度の就労移行支援事業等の利用実績を踏まえ、一般就労に移行した人数 を考慮し計画値を設定しています。

○サービス提供事業所の確保に努めます。

■ 就労定着支援(イメージ)



資料:厚生労働省



サービス名	サービスの概要				
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養 上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。				

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
実績値	実利用者数(人/月)	0	0	0			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

療養介護事業所が本町並びに近隣市町になく、また、平成29年7月時点においても利用がないことから、利用はないものと見込んでいます。

今後の見込み・確保策

第4期計画において、利用実績がなかったことを踏まえ、サービスの利用を見込んでいません。

○利用者への情報提供などに努めます。

(7) 短期入所

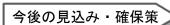
サービス名	サービスの概要
短期入所	自宅で介護する方が病気等の理由により障がい者支援施設等 に入所が必要とされる方に対して、夜間も含めた短期間、施設 において入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
社面店	実利用者数(人/月)	9	10	11	14	15	16
計画値利用	利用日数(人日/月)	54	55	56	104	112	119
実績値	実利用者数(人/月)	14	12	13			
天祖胆	利用日数(人日/月)	47	52	97			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

実利用者数の増加はありましたが、概ね見込みどおりの実績となる見込みです。



第4期計画の実績に加え、知的に障がいのある方については、保護者の高齢化に伴う新規利用者や有事の際の長期利用を見込み、見込量を設定しています。

また、利用できる事業所が近隣では不足しているため、介護サービス事業所をはじめ、事業所の誘致などを推進していきます。

- 〇町内の介護サービス事業所の利用頻度及び空きベット数の確認を行い、参入を促進します。
- ○町内の空き店舗等の情報収集及び参入事業所への情報提供に努めます。
- ○町内の医療機関の空きベット数の情報収集に努めます。



3 居住系サービス

(1) 自立生活援助【新規】

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等の利用者が一人暮らしをする場合に、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し相談支援を行います。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	-	1	1	0	0	1
実績値	実利用者数(人/月)	-	1	-			

前計画の検証

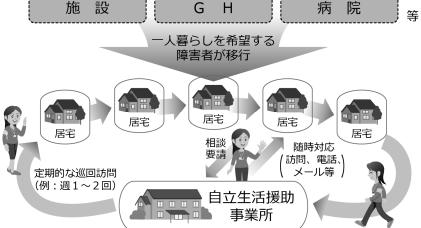
平成30年4月からの事業です。

今後の見込み・確保策

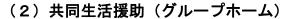
平成 30 年度からの新たなサービスであり、地域移行者の目標値である 1 名を最終年度に見込みます。また、関係機関との連携を行い、ニーズの集約に努めるとともにサービス提供体制を整えていきます。

〇サービス提供事業所の確保に努めます。

■ 自立生活援助(イメージ) 施 設 G H 病



資料:厚生労働省



サービス名	サービスの概要			
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認 定されている方にはサービスも提供します。			

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	7	8	9	7	7	8
実績値	実利用者数(人/月)	8	7	7			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

概ね見込量どおりの実績となる見込みです。2名の方が高齢者施設へ移行されました。また、1名の方が体験利用の後入居されました。

今後の見込み・確保策

第4期計画の実績及び事業者の新規指定を踏まえ、利用者が増加するものとして、 見込量を設定しています。

- ○新規参入の促進に努めるとともに空き家の活用などを利用し、円滑に事業を開始できるよう支援します。
- ○利用促進を図るため、利用者に対して家賃の一部補助を行います。

(3) 施設入所支援

サービス名	サービスの概要					
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護 等を行います。					

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	26	25	24	23	23	24
実績値	実利用者数(人/月)	25	26	22			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

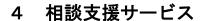
入所者が介護保険サービス事業所へ移られたことにより、利用者数が微減となる見込みです。



今後の見込み・確保策

国の基本指針では、地域移行を推進するため、施設入所者を削減させる目標をあげています。しかし、本町では将来的に入所を希望されている状況であるため、第5期計画では現在の利用者に加えて新規利用者を見込みます。

○利用者への情報提供及び関係機関と連携を行います。



(1) 計画相談支援

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	 ○サービス利用支援 障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後には、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○継続サービス利用支援支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	17	18	19	25	26	27
実績値	実利用者数(人/月)	20	21	24			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

平成 27 年度から、全ての障がい福祉サービス利用者に対し、サービス等利用計画の策定が必要となることを踏まえ目標値を設定しましたが、新規利用希望者の増加に伴い見込量を上回る見込みです。

今後の見込み・確保策

第4期計画の実績を踏まえ、今後も新規利用者が緩やかに増加するものとして、見込量を設定します。

〇相談員が抱える利用者のニーズや課題などの情報共有を行うため、定期的な連絡会を 行い、相談の質の向上及び地域資源の充実に努めます。

(2) 地域移行支援

サービス名	サービスの概要					
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある方、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居の確保、関係機関との調整等を行います。					



		(2015) 年度	(2016) 年度	(201 <i>1</i>) 年度	(2018) 年度	(2019) 年度	(2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	1	1	1	0	0	1
実績値	実利用者数(人/月)	0	0	0			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

期間中に地域移行した方がいましたが、サービスを利用されませんでしたので目標値を下回る見込みです。

今後の見込み・確保策

第4期計画期間において、利用実績がありませんが、成果目標として掲げている地域移行者3名のうち1名が利用すると想定し見込量を設定しました。

〇広報・啓発に努め、利用促進を図ります。

(3)地域定着支援

サービス名	サービスの概要
地域定着支援	居宅において、一人暮らしをしている障がいのある方等を対象 に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行いま す。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	1	1	1	0	0	1
実績値	実利用者数(人/月)	1	1	0			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

概ね見込量どおりの実績となる見込みです。

今後の見込み・確保策

相談支援事業所数は近隣に少なく、サービス提供が受けにくくなっていますが、平成 29 年度に中播磨管内においてピアサポーターが誕生し、今後の活動を支援しながら目標値を設定します。

〇広報・啓発に努め、利用促進を図ります。



障がい児福祉計画



第5章 障がい児福祉計画

1 成果目標

目標値設定に関する国の基本指針

- ◆平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上整備
- ◆平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ◆平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保
- ◆平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が 連携を図るための協議の場を設置

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童支援センターの設置及び 保育所等訪問支援の充実

①児童発達支援センターの設置

<第1期計画の目標値>

国の基本指針において、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに各市町村に児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することが基本とされています。

本町においても、国の基本的な考え方に沿った目標を設定し、平成 32 年度末までの設置に向けて関係機関と協議を行います。

②保育所等訪問支援の充実

<第1期計画の目標値>

国の基本指針において、平成32年度末までに、全ての市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

本町においても、国の基本的な考え方に沿った目標を設定し、平成32年度末までの保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けて、保育所等訪問支援のサービス提供について、児童福祉サービス提供事業者等に働きかけていきます。



(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイ サービス事業所の確保

<第1期計画の目標値>

国の基本指針の基本的な考え方において、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することが基本とされています。

本町では、対象児童数が少なく、町単独での事業所確保は難しいことから、圏域での確保も視野に入れて、国、兵庫県の基本的な考え方に沿った目標を設定し、平成32年度末までに1か所以上確保できるよう、児童福祉サービス提供事業者等に働きかけていきます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

<第1期計画の目標値>

国の基本指針の基本的な考え方において、平成30年度末までに、各都道府県、各 圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連 携を図るための協議の場を設けることが基本とされています。

本町では、関係機関が出席する既存の会議を活用し、平成 30 年度末までに、当該協議会の設置に向けて取り組みます。



児童福祉法に基づく障がい児支援



第6章 児童福祉法に基づく障がい児支援

障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定します。

第4期障がい福祉計画までは、障がい福祉計画に障がい児通所支援事業等の見込量を記載していましたが、児童福祉法の改正により、障がい児福祉計画を策定することになったため、本計画より障がい児福祉計画に児童福祉サービスの見込量を記載しています。

(1) 児童発達支援

サービス名	サービスの概要				
児童発達支援	未就学の障がいのある児童等に、日常生活における基本的な動 作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。				

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	14	16	18	18	20	22
可凹地	利用日数(人日/月)	32	34	36	38	42	46
中结店	実利用者数(人/月)	10	28	16			
実績値	利用日数(人日/月)	31	50	53			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

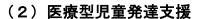
前計画の検証

利用人数は、年度により増減がありますが、概ね見込みどおりとなります。利用日数は、計画値より大幅に上回る見込みです。

今後の見込み・確保策

利用については、未就学児に限られることから、利用者数の急激な伸びは考えにくいですが、母子保健事業でのきめ細かな支援により、早期発見早期治療に努めるため、利用人数、利用量とも穏やかに増加するものと見込んでいます。

○母子保健事業でのきめ細かな支援により、早期発見早期治療に努めます。



サービス名	サービスの概要			
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下 での支援が必要な児童に、児童発達支援及び治療を行います。			

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
可凹凹	利用日数(人日/月)	0	0	0	0	0	0
実績値	実利用者数(人/月)	0	0	0			
夫棋胆	利用日数(人日/月)	0	0	0			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

近隣市町に事業所がなく、また、利用対象児童もないためこの事業の利用はありませんでした。

今後の見込み・確保策

これまでの利用実績がないことや、近隣市町にサービス提供事業所がないことなどを踏まえ、第4期障がい福祉計画においてもサービスの利用を見込んでおらず、本計画においても同様に利用を見込んでいません。

(3) 放課後等デイサービス

サービス名	サービスの概要				
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童等に、授業終了後または休業日 に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために 必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。				

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	28	29	30	39	40	42
可凹凹	利用日数(人日/月)	77	79	81	168	218	230
中结片	実利用者数(人/月)	24	28	37			
実績値	利用日数(人日/月)	98	92	159			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均



利用日数が大幅に増加しました。近隣市で事業所数が増加したため、学校の長期休暇中の利用や特別支援学校生の利用が増えたことにより見込み数を大きく上回りました。

今後の見込み・確保策

利用の要望が多く、身近に利用ができるように事業所と受け入れ態勢や新規開設に向けて検討し、今後も利用人数・利用量ともに増加するものとして見込量を設定しています。

○町内に新規事業所開設に向け、事業者や関係機関などに積極的に情報提供を行います。

(4)保育所等訪問支援

サービス名	サービスの概要
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある児童等に、集 団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1
可凹地	利用日数(人日/月)	0	0	0	0	0	4
実績値	実利用者数(人/月)	0	0	0			
天ң胆	利用日数(人日/月)	0	0	0			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

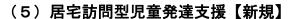
前計画の検証

実施している事業所が町内にないことから、実績はありません。

今後の見込み・確保策

本計画の成果目標において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を掲げていることから、事業所と協議しサービス提供体制を整え最終年度で利用を見込んでいます。

〇利用者・利用日数が増えるよう教育機関などのとの連携を図り、対応が可能な事業所 の新規参入に努めます。



サービス名	サービスの概要
居宅訪問型児童発達 支援	重度の障がいにより外出が著しく困難な障がいのある児童に 対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	-	-	-	0	0	0
可凹地	利用日数(人日/月)	-	-	-	0	0	0
実績値	実利用者数(人/月)	-	-	-			
夫棋胆	利用日数(人日/月)	-	-	-			

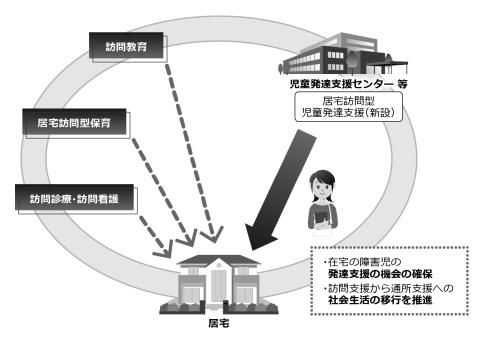
平成30年4月からの事業です。

今後の見込み・確保策

平成 30 年度からの新たなサービスであり、利用ニーズがあれば、近隣事業所での 受け入れを働きかけていきます。

○利用者への情報提供などに努めます。

■ 居宅訪問型児童発達支援(イメージ)



資料:厚生労働省



(6) 障がい児相談支援

サービス名	サービスの概要
障がい児相談支援	 ○障がい児支援利用援護 障がい児通所支援の支援に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成します。支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。 ○継続障がい児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人/月)	9	10	11	5	5	5
実績値	実利用者数(人/月)	4	5	5			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

年度により利用者の幅はありますが、新規利用者は増加しています。しかし、サービスを休止される方等もあり、目標値を大幅に下回る見込みです。

今後の見込み・確保策

今後も児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数の増加が見込まれますが、年齢到達等によりサービスを利用されなくなる方も勘案し、微増として見込量を設定しています。

なお、乳幼児健診、発達相談等から早期発見・早期支援体制を一層充実するととも に、途切れることのない支援を目指して、関係機関の連携に努めます。

〇相談員が抱える利用者のニーズや課題などの情報共有を行うため、定期的な連絡会を 行い、相談の質の向上及び地域資源の充実に努めます。



(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの 配置人数【新規】

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター数は、本計画の成果目標「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(平成30年度まで)」に位置づけられた活動指針となり、兵庫県から各市町に対し、平成30年度末までに当該協議会の場に、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置するよう示されています。

本町においては、兵庫県の考えを踏まえ、平成 30 年度末までに、コーディネーターの配置人数1名として見込量を設定します。



地域生活支援事業の見込み



第7章 地域生活支援事業の見込み

障がい福祉サービスの利用量については、第4期計画期間中における利用実績や既存の 事業者のサービス提供体制を基本に、計画相談支援における利用者や家族の思いや希望、 今後の事業者の参入意向等を含めて考慮し、見込みました。

1 必須事業

(1) 理解促進研修 · 啓発事業

事業名	事業の概要
理解促進研修·啓発	障がいのある方に対する理解を深めるための研修や啓発事業
事業	を行います。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実施の有無	-	有	有	有	有	有
実績値	天心の有無	_	有	有			

パネルの展示や郡内の小中学校の教員を対象として精神障がいへの理解に向けた 研修等を行っています。今後も、自立支援協議会と連携しながらより効果的な啓発・ 研修等の実施に向けて検討・企画していきます。

(2) 自発的活動支援事業(年間)

事業名	事業の概要					
自発的活動支援事業	障がいのある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に 対し、支援を行います。					

実績値	実施の有無	_	有	有			
計画値	宇歩の左無	_	有	有	有	有	有
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)
		平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32

町内2団体に対し、自発的に行う各種活動を支援するための補助金等を交付してい ます。今後も、引き続き実施していきます。

(3)相談支援事業

事業名	事業の概要
障がい者相談支援事業	障がいのある方や障がいのある児童の保護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行います。
基幹相談支援センター	地域の障がい福祉に関するネットワークの中核となり、中立・ 公平な相談支援の実施のほか、地域関係機関の連携強化、社会 資源・改善等を行います。
基幹相談支援センター 等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、一般的な相談支援に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置します。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居に必要な調整等に係る支援 を行います。

			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績
	障がい者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
相談	基幹相談支援センター	有無	-	-	-	-	有	-
相談支援事業	基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	有	-	有	-	有	-
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有無	有	-	有	-	有	-

			平成30年度	平成31年度	平成32年度
	障がい者相談支援事業	か所	2	2	2
相談	基幹相談支援センター	有無	-	-	有
相談支援事業	基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	-	-	有
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有無	有	有	有

相談支援事業については、2つの指定特定相談支援事業者に委託しています。

基幹相談支援センターについては、必要性について再度関係機関と調整し、設置に 向けて協議を行います。

住宅入居サポートについては、委託相談支援事業者や関係課と連携を行います。



(4) 成年後見制度利用支援事業,成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援 事業	成年後見制度の利用が必要と考えられる知的に障がいのある 方または精神に障がいのある方に対し、権利擁護を図るため成 年後見制度の利用を支援します。 補助を受けなければ制度の活用が困難な方を対象に費用を助 成します。また、法人後見の研修を行います。
成年後見制度法人後見 支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活動を支援します。

①成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有
可凹凹	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
中结店	有無	有	有	有			
実績値	実利用者数(人)	0	0	0			

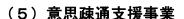
[※]平成29年度は見込値

相談は、医療機関や相談事業所等からありました。しかし、関係機関と連携や情報収集することで実績がありませんでした。今後も、相談支援事業所等や関係機関と連携しニーズの把握に努めるとともに、必要な方への支援を行います。また、広報等で広く周知を行います。

②成年後見制度法人後見支援事業

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	中歩の左無	無	無	無	無	無	無
実績値	実施の有無	無	無	無			

現時点での実績はありませんが、成年後見制度における後見人等の業務を適切に行うことができる法人を確保することを目標として、今後の支援体制の整備に向けて検討を続けます。



事業名	事業の概要
手話通訳者· 要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を 図ることに支障がある方に、手話通訳等の方法により、障がい のある方とその他の方の意思疎通を仲介する手話通訳者等を 派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を 図ることに支障がある方のコミュニケーションを円滑にする ため、手話通訳者を設置し、意思伝達の仲介、関係機関との連 絡調整等を行います。

①手話通訳者·要約筆記者派遣事業

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人)	_	-	-	4	4	4
可凹地	延利用者数(人)	30	31	32	25	25	25
実績値	実利用者数(人)	4	4	4			
天祖胆	延利用者数(人)	10	9	22			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

手話通訳者派遣事業として4人の利用がありますが、要約筆記者派遣事業については利用実績がありません。今後の利用件数増加に対応するため、近隣市町村やボランティア団体等との連携を図りながら、手話通訳者等の育成・確保が必要と考えます。

今後の見込み・確保策

平成 29 年度までの利用者数の現状を把握し、手話通訳や要約筆記を必要とする方が利用できるよう事業について広く周知に努めます。また、今後の利用者数の増減等を勘案し見込量を設定します。

②手話通訳者設置事業

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実設置者数(人)	0	0	1	0	0	0
実績値	実設置者数(人)	0	0	0			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

現在、筆談や手話ができる職員が必要時に対応しており、手話通訳者の設置はしていません。しかし、意思疎通が十分ではないため、より円滑に行えるよう磁気ループなどを活用するとともに引き続き検討をしていきます。



(6) 日常生活用具給付等事業

事業名	事業の概要
日常生活用具給付等 事業	重度障がいのある方(児童)に対し、日常生活の便宜を図るため、障がい部位に応じた用具を給付します。

			平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
介護·訓練	計画値	件数(件)	0	0	0	0	0	0
支援用具	実績値	件数(件)	0	3	0			
自立生活支	計画値	件数(件)	4	4	4	6	6	7
援用具	実績値	件数(件)	1	1	4			
在宅療養等	計画値	件数(件)	4	4	4	4	4	5
支援用具	実績値	件数(件)	1	2	4			
情報・意思	計画値	件数(件)	5	5	5	4	4	4
疎通支援用具	実績値	件数(件)	2	2	1			
排せつ管理	計画値	件数(件)	502	574	646	491	522	553
支援用具	実績値	件数(件)	400	446	440			
居宅生活動	計画値	件数(件)	0	0	0	0	0	0
作補助用具	実績値	件数(件)	0	0	0			
合計	計画値	件数(件)	515	587	659	505	536	569
口前	実績値	件数(件)	405	454	449			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

全体的に見込値を下回っています。各品目には耐用年数が設けられており、頻繁に 給付するものではないため、新規利用希望者の申請が見込まれませんでした。

また、排せつ管理支援用具は毎年対象者の増減がありますが、目標設定する前年(平成 26 年度)に、申請が大幅に増えたことにより目標値を設定していたため、実績が大きく下回りました。

新たに、情報・意思疎通支援用具に視覚障がい者用デジタル放送対応ラジオを追加 しました。

今後の見込み・確保策

第4期計画の実績等を踏まえ、排せつ管理支援用具については、今後も緩やかに増加するものとして見込量を設定します。

利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業の概要
手話奉仕員養成研修	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現力技
事業	術を習得した手話奉仕員を養成します。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	養成講習修了者数 (人)	0	0	0	0	0	3
実績値	養成講習修了者数 (人)	0	0	0			

※平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

第4期期間中は未実施でした。奉仕員を養成することにより、意思疎通を図ることに支障がある方の自立した日常生活や社会参加に繋がるため、近隣市町村と連携を図りながら、研修の実施体制の整備が必要と考えます。

今後の見込み・確保策

ホームページや広報等を活用して制度に関する情報提供を充実し、ボランティア団体等とも連携を図りながら、広く参加を呼びかけます。平成29年度に本町で開催された兵庫県主催の「はじめての手話講座」の申込状況等を勘案し、見込量を設定します。

(8)移動支援事業

事業名	事業の概要				
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、地域での自立 生活及び社会参加を促すため、外出のための支援を行います。				

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
	契約事業所数	8	9	10	9	9	10
計画値	実利用者数(人)	5	7	8	8	8	8
	延利用時間(時間/年)	140	160	180	400	400	400
	契約事業所数	7	7	8			
実績値	実利用者数 (人)	7	6	8			
	延利用時間(時間/年)	414	397	410			

※平成29年度の実績値は、11月末までの月平均



1人あたりの利用時間が大幅に増え、社会参加が図られました。

今後の見込み・確保策

障がい特性やニーズの拡大に対応していく上で、サービス内容の再検討や供給体制が不安定にならないようサービス提供事業所と連携し、社会参加を促進します。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

事業名	事業の概要
地域活動支援センター 機能強化事業	障がいのある方が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供し、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	1	1	0	0	0
計画地	箇所数(か所)	0	1	1	0	0	0
中结仿	実利用者数 (人)	0	0	0			
実績値	箇所数(か所)	0	0	0			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

町内での設置箇所及び利用者はありませんでした。

今後の見込み・確保策

利用希望者へは、近隣の事業所の情報提供を行い、日中の居場所づくりを促進します。



2 任意事業

(1)日中一時支援事業

事業名	事業の概要
日中一時支援事業	障がいのある方等の日中活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
	契約事業所数	5	5	5	7	7	8
計画値	実利用者数(人)	13	14	15	20	21	22
	延利用回数(回/年)	-	-	-	560	570	580
	契約事業所数	6	6	7			
実績値	実利用者数(人)	22	21	17			
	延利用回数(回/年)	624	627	540			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

実利用者数は見込みより大幅に増加しています。利用ニーズが高いといえます。現在は、町内及び近隣にある障がい者施設での利用となっています。

今後の見込み・確保策

障がい特性やニーズの拡大に対応していく上でサービス提供事業所を増やす必要があり、障がい者施設はもちろん、介護サービス事業所へも協力を求めていきます。



(2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

事業名	事業の概要
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	聴覚や視覚に障がいがある方の交流活動を支援する奉仕員を 養成するなど、障がいのある方が積極的に社会参加できるよう な支援を行います。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	開催日数(回)	2	2	2	2	2	2
即凹临	参加人数(人)	250	250	300	280	280	280
実績値	開催日数(回)	2	2	2			
天祖他	参加人数(人)	315	285	250			

前計画の検証

現在、中播磨地区手をつなぐ育成会に事業を委託し、ゆうあい運動会とスポーツ教室を実施しています。障がいのある方の社会参加の推進、福祉の増進のためスポーツ活動を通じた体力増強や交流・余暇活動等の充実を図ることは今後も必要と考えます。

今後の見込み・確保策

障がいのある方の、体力増強・交流・余暇活動の良い機会であるため、今後も中播 磨地区手をつなぐ育成会と連携を図りながら、スポーツ・レクリエーション活動の機 会の拡大を図っていきます。



(3) 訪問入浴サービス事業

事業名	事業の概要
訪問入浴サービス事業	在宅の重度障がいのある方に対し、身体の清潔の保持、心身機 能の維持等を図るため、自宅において入浴を提供します。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度
計画値	実利用者数(人)	1	-	-	2	2	2
可凹地	利用日数(日)	1	-	-	104	104	104
実績値	実利用者数 (人)	0	2	2			
天祖他	利用日数(日)	0	76	102			

[※]平成29年度の実績値は、11月末までの月平均

前計画の検証

町内の介護サービス事業所1か所に委託しています。

今後の見込み・確保策

第4期の計画実績から、今後の利用者数は横ばい状態と想定しています。今後も医療的ケアを必要とする方へも安定したサービスが提供できるよう関係機関等と連携していきます。





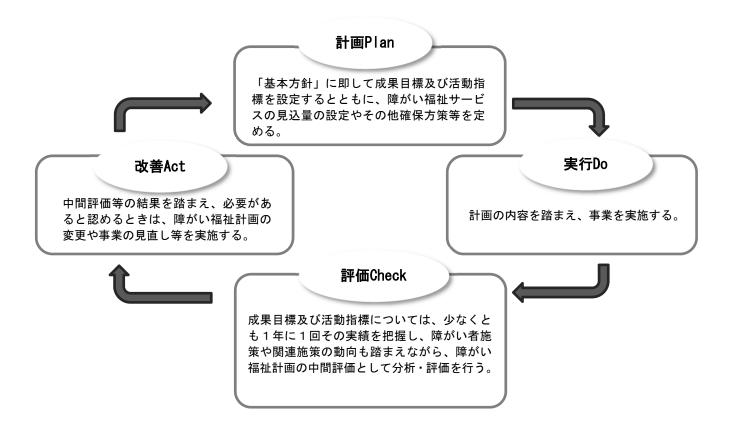
1 計画の進行管理及び評価

国の基本指針では、計画に定める事項について定期的な調査、分析評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることとされています。

このため、本計画の推進にあたっては、関係する庁内各関係課と連携を図りながら、進 捗状況の確認を行い計画を推進するとともに、平成32年度末の目標値として設定した項 目についての達成状況を点検・評価する機会を設け、その結果に基づき必要な対策を講じ ていくものとします。

本計画の実施状況を神崎郡自立支援協議会及び計画策定に関係した団体等に報告し、進 捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAの構築に努めます。

また、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要な場合には適切な見直しを行います。





2 計画の進行における連携

(1) 神崎郡自立支援協議会との連携

障がいのある方が地域で自立した生活をするための様々なニーズを的確に把握し、 きめ細かな支援を行うことができるよう、自立支援協議会を地域課題の共有・解決を 担う検討の場として活用し、より効果的に運営します。

(2) 関係団体・民間企業等との連携

庁内においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できるよう関係各課の緊密な連携に取り組みます。

サービス提供に関しては、障がいのある方やその家族の状況を踏まえ、サービスの 質の向上と安定した供給に向けて、サービスの担い手となるサービス提供事業所及び 相談支援事業所と連携し必要なサービスの把握とともに、必要なサービス提供等に対 応した供給体制を確保します。

(3) 県・近隣市町等との広域連携

障がいのある方のニーズにあった施策を推進するためには当事者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。

また、福祉施策を推進していく上で必要な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、 専門従事者等の計画的養成と確保に努め、安定した事業提供を図ります。





資料編

1 策定委員会設置名簿・要綱

(1) 福崎町第5期障がい福祉計画策定委員会委員名簿

区分	所属・団体名等	氏 名
住民代表	民生委員児童委員協議会	三木 良子〇
	中播磨峰の会	米 靖弘
当事者団体及び 家族会代表	身体障害者福祉会	片山 高一
	手をつなぐ育成会	中井廣彰
	社会福祉法人中播福祉会	内井 一也
保健、医療、福祉 関係者	社会福祉法人高岡の里福祉会	杉 岡 進
	社会福祉法人福崎町社会福祉協議会	小幡 伸一
有識者	神戸医療福祉大学	武藤 大司 ◎
	社会福祉士	中嶋 英伸

※ ◎は委員長 ○は副委員長



(2) 福崎町障がい者福祉プラン及び障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 誰もが住み慣れた地域において自立した生活が送られるように、障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第11条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に基づき、福崎町障がい者福祉プラン及び福崎町障がい福祉計画の策定に関し必要な事項について審議するため、福崎町障がい者福祉プラン及び福崎町障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

- 第2条 委員会は、次に掲げる者のうちから別表1及び別表2のとおり町長が委嘱し、 又は任命する委員で構成する。
 - (1) 住民代表
 - (2) 有識者
 - (3) 障がい者当事者団体及び家族会の代表者
 - (4) 保健、医療、福祉機関の職員
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、町長が委員を委嘱又は任命した日から当該計画策定の事業が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを選任し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年5月1日から施行する。

(特別措置)

2 この告示の施行の日以後に開かれる最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。



附 則(平成25年3月8日告示第26号) この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日告示第25号) この告示は、公布の日から施行する。

別表1

福崎町障がい者福祉プラン策定委員会委員				
区分	所属			
	町議会			
住民代表	民生委員児童委員協議会			
住民代表	区長会			
	公募による委員			
	中播磨峰の会			
当事者団体及び家族会代表	身体障がい者福祉会			
	手をつなぐ育成会			
	社会福祉法人 中播福祉会			
	社会福祉法人 高岡の里福祉会			
保健、医療、福祉関係者	社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会			
	医療法人内海慈仁会 姫路北病院			
	ケアステーションかんざき			
 有識者	神戸医療福祉大学			
17 IPW 17	社会福祉士			
	中播磨健康福祉事務所(保健所)			
行政機関	公共職業安定所			
	学校教育課長			

[※]各所属からの人数は各1名とし、公募による委員は2名以内とする。



別表2

福崎町障がい福祉計画策定委員会委員				
区分	所属			
住民代表	民生委員児童委員協議会			
	中播磨峰の会			
当事者団体及び家族会代表	身体障がい者福祉会			
	手をつなぐ育成会			
	社会福祉法人 中播福祉会			
保健、医療、福祉関係者	社会福祉法人 高岡の里福祉会			
	社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会			
有識者	神戸医療福祉大学			
行礖伯	社会福祉士			

[※]各所属からの人数は各1名とする。

福崎町第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画

発 行 日 平成30年3月

発 行 兵庫県福崎町

住 所 〒679-2280

兵庫県神崎郡福崎町南田原3116-1

連絡先 TEL:0790-22-0560

FAX:0790-22-5980

http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/